

第35 請負

1 仕事を完成することができなくなった場合等の報酬請求権（新設）

民法第634条

次に掲げる場合において、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。

この場合において、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。

1 注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき。

2 請負が仕事の完成前に解除されたとき。

既に履行した部分が可分であることを要する。

そして、注文者が可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときであることを要する。

1号について、注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなった場合であることを要する。即ち、当事者双方の責めに帰すことができない事由によって仕事を完成することができなくなった場合と、請負人の責めに帰すべき事由によって仕事を完成することができなくなった場合とを包含する。

2号について、仕事の完成前に請負が解除された場合とは、注文者が任意解除権（改正前民法641条）を行使した場合である。

「効果」

（1）法的効果は、既履行部分について仕事が完成したとみなされることである。その結果、既に履行した部分については、注文者は債務不履行による解除をすることができないこととなる。

また、既履行部分につき仕事の完成が擬制されることから、その時点（注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなった時点、あるいは仕事の完成前に請負が解除された時点）で、請負人の報酬請求権が発生する。

（2）報酬請求権の範囲

請負人が有する報酬請求権の範囲は、注文者が受ける利益の限度に限られる。

（3）費用請求権について

ここでは報酬請求権に限って規定しているものの、報酬に含まれない費用についてこれを否定する趣旨ではない。

2 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任

（1）仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の修補請求権等及び契約の解除（廃止）

民法第634条及び第635条を削除するものとする。

（注）この改正に伴い、民法第639条及び第640条も削除するものとする。

（改正前民法634条）

1 仕事の目的物に瑕疵があるときは、注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。

2 注文者は、瑕疵の修補に代えて、又はその修補とともに、損害賠償の請求をすることができる。この場合においては、第533条の規定を準用する。

（改正前民法635条）

仕事の目的物に瑕疵があり、そのために契約をした目的を達することができないときは、注文者は、契約の解除をすることができる。ただし、建物その他の土地の工作物については、この限りでない。

（改正前民法639条）

第637条及び前条第1項の期間は、第167条の規定による消滅時効の期間内に限り、契約で伸長することができる。

(改正前民法640条)

請負人は、第634条又は第635条の規定による担保の責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実については、その責任を免れることができない。

売買における担保責任の法的性質が契約責任であると明確に規定されたことをうけて、売買と同じく双務契約である請負も同様に扱われるべきであるとされた。そのため、請負における独自の担保責任の規定は不要であり、売買の規定を準用することをもって足りるとされた(改正前民法559条)。

(2) 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任の制限(変更)

民法第636条

請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき(その引渡しを要しない場合にあっては、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき)は、注文者は、注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた不適合を理由とする履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、請負人がその材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

(改正前民法636条)

前二条の規定は、仕事の目的物の瑕疵が注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じたときは、適用しない。ただし、請負人がその材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

売買と同様、瑕疵という用語につき、契約の内容に適合しない仕事の目的物と言い換えることにした上で、従前の改正前民法636条を規定しなおしたものである。

(3) 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の注文者の権利の期間制限(変更)

民法第637条

(1)前条本文に規定する場合において、注文者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由とする履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

(2)前項の規定は、仕事の目的物を注文者に引き渡した時(その引渡しを要しない場合にあっては、仕事が終了した時)において、請負人が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

(改正前民法637条)

- 1 前3条の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求及び契約の解除は、仕事の目的物を引き渡した時から1年以内にしなければならない。
- 2 仕事の目的物の引渡しを要しない場合には、前項の期間は、仕事が終了した時から起算する。

(1) 起算点

改正前民法637条は、起算点を請負人が仕事の目的物を引き渡した時としていた。しかし、同種の規定である売買においては、買主が瑕疵の事実を知った時としていた(改正前民法570条、同566条3項)。かような起算点の相違に合理的理由が窺われないことから、今回の改正では、注文者がその不適合の事実を知った時からと規定しなおし、もって売買との平仄を合わせることとなった。

(2) 不適合の事実を知ったことの内容

注文者が目的物に契約不適合があることを、どの程度まで知っていることを要するかについて、売買に関する判例では、買主が売主に対して担保責任を追求し得る程度にまで確実な事実関係を認識したことを要していることから、本条でも、注文者が請負人に対して担保責任を追求することができる程度にまで具体的な契約不適合事実を知ることがを要する。

(3) 期間内に注文者が通知すべき内容

注文者がなすべき通知の内容については、商法526条2項の通知と同様に解釈される。即ち、商人間売買において、買主は、瑕疵・数量不足があったことだけを通知したのでは不十分であるが、瑕疵・数量不足の種類とおおよその範囲を通知すれば足り、その細目まで通知する必要がない。

請負においても、種類又は品質における契約不適合の概要とおおよその範囲を通知すれば足りるものと解される。売買における判例のように、売主に対し具体的な瑕疵の内容とそれに基づく損害賠償請求をする旨表明し、請求する損害額の根拠を示すことまでは必要としない。

(4) 適用除外

なお、請負人が引渡しの時(引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時)に目的物が契約の内容に適合しないものであることを知っていたとき又は知らなかったことにつき重大な過失があつたときは、適用されない。契約不適合の履行をしたことについて悪意ないし重大な過失がある請負人には、履行を完了したことへの期待が保護される必要がないからである。

(4) 仕事の目的物である土地工作物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任の存続期間(廃止)

民法第638条を削除するものとする。

(改正前民法638条)

- 1 建物その他の土地の工作物の請負人は、その工作物又は地盤の瑕疵について、引渡しの後5年間その担保の責任を負う。ただし、この期間は、石造、土造、れんが造、コンクリート造、金属造その他これらに類する構造の工作物については、10年とする。
- 2 工作物が前項の瑕疵によって滅失し、又は損傷したときは、注文者は、その滅失又は損傷の時から1年以内に、第634条の規定による権利を行使しなければならない。

今回の改正により、改正前民法637条について起算点を引渡し(ないし仕事の完了)時から契約不適合を知った時に改められたことから、目的物の構造や性状によって瑕疵の発見が遅れることを考慮する必要がなくなった(瑕疵の発見の時点が起算点となるため)。すると、本項の存在意義は乏しいといえる。

また、改正前民法638条2項は、同条1項記載の工作物が瑕疵によって滅失し、又は損傷したときは、注文者はそのときから1年以内に修補請求等すべきことを規程していた。しかし、今回の改正で、瑕疵の通知は注文者が契約不適合を知った時から起算することとなったため、本項の独自の存在意義はないといえる。

そこで、本条が廃止されることとなった。

3 注文者についての破産手続の開始による解除(変更)

民法第642条

- (1)注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、請負人又は破産管財人は、契約の解除をすることができる。ただし、請負人による契約の解除については、仕事を完成した後は、この限りでない。
- (2)前項に規定する場合において、請負人は、既にした仕事の報酬及びその中に含まれていない費用について、破産財団の配当に加入することができる。

(3)第1項の場合には、契約の解除によって生じた損害の賠償は、破産管財人が契約の解除をした場合における請負人に限り、請求することができる。この場合において、請負人は、その損害賠償について、破産財団の配当に加入する。

(改正前民法642条)

- 1 注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、請負人又は破産管財人は、契約の解除をすることができる。この場合において、請負人は、既にした仕事の報酬及びその中に含まれていない費用について、破産財団の配当に加入することができる。
- 2 前項の場合には、契約の解除によって生じた損害の賠償は、破産管財人が契約の解除をした場合における請負人に限り、請求することができる。この場合において、請負人は、その損害賠償について、破産財団の配当に加入する。

請負は、仕事の完成・引渡しが報酬の請求に対して先履行の関係にあるため（改正前民法633条本文）、注文者につき破産開始の決定がなされて、報酬の支払が見込めない状況にあるにも関わらず、なお仕事を続けて完成・引渡しをしなければ報酬に請求することができない。それでは請負人に酷であるから、かような場合には、破産管財人のみならず請負人も契約を解除できるものとする必要がある。

しかし、請負人が仕事を完成させた後にまで認める必要がない。もはや請負人が続けるべき仕事が存在しないからである。また、引渡しが未了の場合には、双務契約における双方未履行の場合として、破産管財人のみに解除権が認められ、相手方には解除権が認められていない（破産法53条1項）ことと整合しないからである。

そこで、請負人は、仕事を完成しない間に限り、契約の解除をすることができることに改めることとなった。